



の額又は  
 出資の総  
 額が五億  
 円未満の  
 企業(以  
 下この項  
 において  
 「中小企  
 業者等」  
 といい  
 う。)の  
 研究開  
 発、知事  
 が別に定  
 める基準  
 により認  
 定した企  
 業(以下  
 この項に  
 おいて  
 「認定企  
 業」とい  
 う。)の  
 研究開  
 発及び県  
 内に主た  
 る事業所  
 を有する  
 従業員二  
 十人以下  
 の企業(以  
 下この項  
 において  
 「小規模  
 企業者」  
 といい  
 う。)の  
 研究開  
 発を支援  
 することに  
 より、企  
 業の技術  
 の高度化  
 及び中小  
 企業の競  
 争力の強  
 化を図  
 費又は  
 した新製  
 品等の研  
 究開発又  
 は技術の  
 高度化に  
 係る研究  
 開発に要  
 する次に  
 掲げる経  
 費  
 (一) 原材料  
 及び副資  
 材の購入  
 に要する  
 経費  
 (二) 機械装  
 置又は工  
 具器具の  
 購入、試  
 作、改  
 良、据付  
 け、借用  
 又は修繕  
 に要する  
 経費  
 (三) 外注加  
 工に要す  
 る経費  
 (四) 技術指  
 導の受入  
 れに要す  
 る経費  
 (五) 共同研  
 究契約等  
 に基づき  
 補助事業  
 者が共同  
 研究開発  
 の相手方  
 へ支払う  
 経費  
 (六) 研究開  
 発に直接  
 従事する  
 者の人件  
 費

術を活用  
 した新製  
 品等の研  
 究開発又  
 は技術の  
 高度化に  
 係る研究  
 開発に要  
 する次に  
 掲げる経  
 費  
 (一) 原材料  
 及び副資  
 材の購入  
 に要する  
 経費  
 (二) 機械装  
 置又は工  
 具器具の  
 購入、試  
 作、改  
 良、据付  
 け、借用  
 又は修繕  
 に要する  
 経費  
 (三) 外注加  
 工に要す  
 る経費  
 (四) 技術指  
 導の受入  
 れに要す  
 る経費  
 (五) 共同研  
 究契約等  
 に基づき  
 補助事業  
 者が共同  
 研究開発  
 の相手方  
 へ支払う  
 経費  
 (六) 研究開  
 発に直接  
 従事する  
 者の人件  
 費

の額又は  
 出資の総  
 額が五億  
 円未満の  
 企業(以  
 下この項  
 において  
 「中小企  
 業者等」  
 といい  
 う。)の  
 研究開  
 発、知事  
 が別に定  
 める基準  
 により認  
 定した企  
 業(以下  
 この項に  
 おいて  
 「認定企  
 業」とい  
 う。)の  
 研究開  
 発及び県  
 内に主た  
 る事業所  
 を有する  
 従業員二  
 十人以下  
 の企業(以  
 下この項  
 において  
 「小規模  
 企業者」  
 といい  
 う。)の  
 研究開  
 発を支援  
 することに  
 より、企  
 業の技術  
 の高度化  
 及び中小  
 企業の競  
 争力の強  
 化を図  
 費又は  
 した新製  
 品等の研  
 究開発又  
 は技術の  
 高度化に  
 係る研究  
 開発に要  
 する次に  
 掲げる経  
 費  
 (一) 原材料  
 及び副資  
 材の購入  
 に要する  
 経費  
 (二) 機械装  
 置又は工  
 具器具の  
 購入、試  
 作、改  
 良、据付  
 け、借用  
 又は修繕  
 に要する  
 経費  
 (三) 外注加  
 工に要す  
 る経費  
 (四) 技術指  
 導の受入  
 れに要す  
 る経費  
 (五) 研究開  
 発に直接  
 従事する  
 者の人件  
 費  
 (六) 知的財  
 産権に係  
 る出願等  
 に要する  
 経費

高等専門  
 学校及び  
 公的試験  
 機関とし  
 て保有す  
 る開放特  
 許等を利用  
 して行う  
 新技術  
 及び新製  
 品の共同  
 研究開発  
 に要する  
 次に掲げ  
 る経費  
 (一) 原材料  
 及び副資  
 材の購入  
 に要する  
 経費  
 (二) 機械装  
 置又は工  
 具器具の  
 購入、試  
 作、改  
 良、据付  
 け、借用  
 又は修繕  
 に要する  
 経費  
 (三) 外注加  
 工に要す  
 る経費  
 (四) 技術指  
 導の受入  
 れに要す  
 る経費  
 (五) 研究開  
 発に直接  
 従事する  
 者の人件  
 費  
 (六) 知的財  
 産権に係  
 る出願等  
 に要する  
 経費



				製品の研 究開発及 び自社技 術の向上 のための 研究開発 に要する 次に掲げ る経費 (一) 略 (四) 略 (五) 共同研 究契約等 に基づき 補助事業 者が共同 研究開発 の相手方 へ支払う 経費 (六) 略 (七) 略 (八) (一) から (七) までに 掲げるも ののほ か、知事 が特に必 要と認め る経費								製品の研 究開発及 び自社技 術の向上 のための 研究開発 に要する 次に掲げ る経費 (一) 略 (四) 略 (五) 略 (六) 略 (七) (一) から (六) までに 掲げるも ののほ か、知事 が特に必 要と認め る経費				
略				略				略								
略				略				略								

(工業振興課)

栃木県告示第234号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により令和2（2020）年4月1日付けで次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2（2020）年4月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 委託事務の内容
  - 有償頒布行政資料の売払代金の徴収事務
- 2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称
  - (1) 主たる事務所の所在地
    - 宇都宮市塙田1丁目1番20号
  - (2) 名称
    - 栃木県職員生活協同組合
- 3 委託期間

令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで

(文書学事課)

栃木県告示第235号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950200253	めいぷる	足利市旭町2292	志賀産業株式会社	足利市南町4254-1	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0950200261	こども発達支援センターぱれっとクラブあしかが	足利市相生町1-1 足利市生涯学習センター内2階	社会福祉法人足利市社会福祉協議会	足利市東砂原後町1072	令和2(2020)年4月1日	児童発達支援
0950300228	クヴェル 栃木教室	栃木市沼和田町11-20 前澤ビルA	清田建設工業株式会社	栃木市神田町2-8	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0950500140	ちーくあっぷ JAMMY	鹿沼市晃望台25センター北	一般社団法人CHEEKUP	鹿沼市晃望台25	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0950800268	アンダンテ小山	小山市城北5-7-1 101号室	株式会社成美学園	千葉県茂原市町保37-3	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0950900183	グローバルキッズメソッド32	真岡市下高間木2-13-8	ハッピーホールディングス株式会社	東京都台東区東上野2-22-1	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0951000140	デイサポート なか喜KIDS	大田原市浅香3-3599-10	株式会社渡辺建設	栃木市大宮町2100-13	令和2(2020)年4月1日	児童発達支援
0951000157	一般社団法人つばさ 佐久山事業所	大田原市佐久山4427-107	一般社団法人つばさ	大田原市親園824-1	令和2(2020)年4月1日	放課後等デイサービス
0951400050	SSTスクール ふたば教室	さくら市卯の里1-12-10Millet 3号棟	株式会社ふたば	さくら市氏家2418	令和2(2020)年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
0951500065	くれよんクラブ	那須烏山市初音9-7	社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会	那須烏山市田野倉85-1	令和2(2020)年4月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

栃木県告示第236号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項に規定する指定障害児通所支援事業者から指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0950400028	こども通所支援事業所おおぞら	佐野市小中町1280	社会福祉法人とちのみ会	佐野市小中町1280	令和2(2020)年3月31日	児童発達支援
0951500024	こども発達支援センターくれよんクラブ	那須烏山市初音9-7	社会福祉法人那須烏山市社会福祉協議会	那須烏山市田野倉85-1	令和2(2020)年3月31日	児童発達支援
0952500031	サポートハウスあおぞら	那須町寺子乙4005-23	有限会社福祉ネットやわらぎ	那須町寺子丙711-43	令和2(2020)年3月31日	放課後等デイサービス

(障害福祉課)

栃木県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
氏家土地改良区	令和2(2020)年4月1日
塩谷南部土地改良区	令和2(2020)年4月3日

栃木県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、次の土地改良区連合の定款の変更を認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区連合名	認可年月日
鬼怒中央土地改良区連合	令和2(2020)年3月30日

(農地整備課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日	
小倉堰 土地改良区	理 事	大塚 芳夫		栃木市西方町本城1203-2	令和2 (2020). 3.31		
	〃	大森 治美		〃 〃 346	〃		
	〃	田谷 吉男		〃 西方町金崎776-2	〃		
	〃	田谷 安久		〃 〃 707-3	〃		
	〃	福田 浩		〃 西方町元543-1	〃		
	〃	大阿久 茂		〃 西方町金井1760	〃		
	〃	臼井 延男		〃 〃 849	〃		
	〃	宇賀神一夫		〃 西方町元1121	〃		
	〃	中田 益實		〃 西方町本郷357-1	〃		
	〃	渡邊 茂		〃 都賀町家中2434	〃		
	〃	坂本 政明	坂本 政明	〃 西方町元1454	〃	令和2 (2020). 4.1	
	〃		荒木 通雄	〃 西方町本城1351		〃	
	〃		福田 清一	〃 〃 498		〃	
	〃		青木 一夫	〃 西方町金崎737-1		〃	
	〃		栗山 実	〃 〃 433-4		〃	
	〃		飯塚 博	〃 西方町元97-1		〃	
	〃		早乙女喜一	〃 西方町金井391-1		〃	
	〃		古平 和夫	〃 〃 1167-1		〃	
	〃		嶋田 安治	〃 西方町本郷739-1		〃	
	〃		二宮 信幸	〃 〃 259		〃	
	〃		松島 正之	〃 都賀町家中5147-2		〃	
	西那須野 東 部 土地改良区	監 事	丸山 好一		〃 西方町本城1277-3	令和2 (2020). 3.31	
		〃	木村 一雄		〃 西方町本郷754-1	〃	
〃			藤平 和男	〃 西方町元511-2		令和2 (2020). 4.1	
〃			臼井 好人	〃 都賀町家中7120-2		〃	
〃			田谷 均	〃 西方町本城457		〃	
理 事	宮澤 英司		那須塩原市北赤田316-181	令和2 (2020). 3.28			

理 事	相馬 孝夫		那須塩原市北赤田316-85	令和 2 (2020). 3.28	
〃	江連 晴雄		〃 上赤田310-80	〃	
〃	保坂 廣		〃 〃 347-26	〃	
〃	平田 秀美		〃 南赤田323-39	〃	
〃	田代 文夫		〃 東赤田321-83	〃	
〃	斎藤 典孝		〃 〃 321-1015	〃	
〃	渡辺 誠		〃 東三島 6-340-8	〃	
〃	相馬 孝一		〃 西富山151	〃	
〃	高村 眞佐		〃 槻沢183	〃	
〃	薄井 三方		〃 井口841	〃	
〃	田代 武		〃 〃 134-1	〃	
〃	鎬木 征男	鎬木 征男	〃 〃 8	〃	令和 2 (2020). 3.29
〃	大嶋 勝美	大嶋 勝美	〃 〃 927	〃	〃
〃	鎬木 広志	鎬木 広志	〃 〃 468	〃	〃
〃	遅澤 一彦	遅澤 一彦	〃 西遅沢91-2	〃	〃
〃	渡辺 英男	渡辺 英男	〃 高柳106-1	〃	〃
〃		郡司 文夫	〃 北赤田316-19	〃	〃
〃		松原 松治	〃 〃 316-489	〃	〃
〃		伊藤 芳保	〃 上赤田238	〃	〃
〃		内田 秀則	〃 〃 347-39	〃	〃
〃		相馬 勝政	〃 南赤田323-22	〃	〃
〃		郡司 政明	〃 東赤田321-320	〃	〃
〃		後藤 正幸	〃 〃 321	〃	〃
〃		田代 保雄	〃 〃 321-11	〃	〃
〃		君島 修	〃 井口918	〃	〃
〃		相馬 五夫	〃 西富山254-1	〃	〃
〃		岩本志津雄	〃 槻沢135-6	〃	〃
〃		高村 広行	〃 〃 142	〃	〃
監 事	平山 忠正		〃 井口1014-1	令和 2 (2020). 3.28	
〃	篠崎 昇		〃 上赤田347-36	〃	
〃	田代 保雄		〃 東赤田321	〃	



	監事		人見 光子	那須塩原市上赤田321-246		令和2 (2020). 3.29
	〃		相馬 光雄	〃 東三島6-342-18		〃
	〃		粒来 紀男	〃 井口702		〃
氏家 土地改良区	理事	瀧澤 直人		さくら市桜野1368		令和2 (2020). 3.31
	〃	吉澤 昇		〃 氏家新田28-1		〃
	〃	菊地 哲郎		〃 箱森新田768		〃
	〃	笹沼 民次		〃 氏家3505-57		〃
	〃	添田 敏明		〃 松山767		〃
	〃	磯 憲明		〃 蒲須坂547		〃
	〃	秋元 利彦		〃 富野岡101		〃
	〃	高瀬 裕伺		〃 馬場89		〃
	〃	川崎 勝美		〃 柿木沢1158-1		〃
	〃	齋藤 照男		〃 狭間田909		〃
	〃	綱川 茂		〃 柿木沢816-2		〃
	〃	上野 泰夫	上野 泰夫	〃 上野157		令和2 (2020). 4.1
	〃	小林 義弘	小林 義弘	〃 氏家892-2		〃
	〃	伊藤 喜章	伊藤 喜章	〃 馬場1335		〃
	〃	小室 規雄	小室 規雄	〃 蒲須坂158-5		〃
	〃	田村 実	田村 実	〃 桜野975-1		〃
	〃	大野 勝利	大野 勝利	〃 押上222		〃
	〃	和氣 文夫	和氣 文夫	〃 押上806		〃
	〃	田代 修一	田代 修一	〃 狭間田337		〃
	〃	横田 知司	横田 知司	〃 狭間田754		〃
	〃		佐藤 孝志	〃 氏家2632		〃
	〃		青山 清	〃 桜野1262-2		〃
	〃		古澤 一郎	〃 松山新田531-1		〃
	〃		高瀬 一郎	〃 氏家3498-15		〃
	〃		鈴木 稔	〃 松山740-2		〃
	〃		大門 市郎	〃 蒲須坂384-1		〃
〃		高野 庸市	〃 長久保91		〃	
〃		手塚 央雄	〃 馬場759		〃	

	理 事		関 誠	さくら市狭間田31		令 和 2 (2020). 4.1
	〃		小野 好史	〃 柿木沢10		〃
	〃		木山 良夫	〃 狭間田1176		〃
	監 事	佐藤 孝志		〃 氏家2632	令 和 2 (2020). 3.31	
	〃	古澤 一郎		〃 松山新田531-1	〃	
	〃	高野 庸市		〃 長久保91	〃	
	〃	坂本 昭夫		〃 狭間田2281	〃	
	〃		吉澤 昇	〃 氏家新田28-1		令 和 2 (2020). 4.1
	〃		高橋 嘉巳	〃 箱森新田630-3		〃
	〃		秋元 利彦	〃 富野岡101		〃
	〃		小野 裕也	〃 柿木沢1266		〃
うつのみや 中 央 土地改良区	理 事	池田 富男		宇都宮市上金井町124-2	令 和 2 (2020). 3.23	
	〃		福田 孝夫	〃 〃 331		令 和 2 (2020). 3.24

(農地整備課)

## ○公共測量の終了

令和元(2019)年7月2日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宇都宮市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富 一

## 1 作業種類

公共測量(都市計画基本図更新)

## 2 作業地域

宇都宮市内

## 3 作業期間

令和元(2019)年6月5日から令和2(2020)年3月25日まで

## ○公共測量の終了

令和元(2019)年12月20日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芳賀町長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類  
MMS計測、地図編集
- 2 作業地域  
芳賀町内町道(町道補正対象区間)
- 3 作業期間  
令和元(2019)年12月6日から令和2(2020)年3月23日まで

(監理課)

## 教育委員会

### 栃木県教育委員会告示第4号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条の規定により令和3(2021)年度栃木県立中学校入学者選考要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

### 令和3(2021)年度栃木県立中学校入学者選考要項

令和3(2021)年度栃木県立中学校の入学者選考は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選考に関して必要な事項は、別に定める。

#### 1 入学志願資格

県立中学校に入学を志願することのできる者は、保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。)とともに県内に居住する者又は入学時に居住する見込みの者で、令和3(2021)年3月31日までに小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者若しくは義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

#### 2 募集定員

募集定員は、次のとおりとし、当該募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60パーセントを超えないものとする。ただし、適性がある者を選定する際、男女いずれかの割合が40パーセントに満たない場合は、この限りでない。

栃木県立宇都宮東高等学校附属中学校	105名
栃木県立佐野高等学校附属中学校	105名
栃木県立矢板東高等学校附属中学校	70名

#### 3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

#### 4 出願

##### (1) 方法

入学志願者は、入学願書、在学している小学校若しくは義務教育学校又はこれらに準ずる学校の校長が作成する学習や生活の記録等を、入学を志願する県立中学校の校長に提出するものとする。

##### (2) 期間

令和2(2020)年11月30日(月)から同年12月3日(木)までとする。

#### 5 入学者の選考

##### (1) 方法

適性検査、作文及び面接の結果並びに学習や生活の記録を資料とし、6年間の中高一貫教育で学ぶ意欲、適性等があると総合的に判断される者を入学予定者として決定するものとする。

##### (2) 適性検査等の期日

適性検査、作文及び面接の期日は、令和3(2021)年1月9日(土)とする。

### 栃木県教育委員会告示第5号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条及び栃木県学校通信教育に関する規則(昭

和46年栃木県教育委員会規則第5号)第8条の規定により令和3(2021)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

### 令和3(2021)年度栃木県立高等学校入学者選抜要項

令和3(2021)年度栃木県立高等学校の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

#### 第1 全日制課程及び定時制課程について

##### 1 入学志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者で、原則として保護者とともに県内に居住する者とする。

- (1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 令和3(2021)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和3(2021)年3月31日までに該当する見込みの者

##### 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

##### 3 通学区域

通学区域は、県内全域とする。

##### 4 出願

- (1) 入学志願者は、全日制又は定時制の各課程ごとに1校1学科(系・科)に限り出願するものとする。ただし、第2志望又は第3志望まで認める場合については、別に定める。
- (2) 出願に要する書類の提出期間は、全日制課程については令和3(2021)年2月19日(金)及び同月22日(月)とし、定時制課程については同年3月12日(金)、同月15日(月)及び同月16日(火)とする。
- (3) 全日制課程に入学を志願した者は、出願に要する書類の提出後において、出願先の学校、学科、系及び科を令和3(2021)年2月25日(木)及び同月26日(金)に、1回に限り変更することができる。
- (4) 出願に要する書類は、在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)を経由して志願先の高等学校の校長(以下「高等学校長」という。)に提出するものとする。ただし、中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人が直接志願先の高等学校長に提出するものとする。
- (5) 中学校等の校長は、入学志願者に係る調査書を志願先の高等学校長に提出するものとする。

##### 5 学力検査等

- (1) 学力検査は、全日制又は定時制の各課程ごとに、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。ただし、定時制課程において、出願者が満20歳以上の者(令和3(2021)年4月1日現在)については、高等学校長の判断により学力検査を行わず、作文をもってこれに代えることができるものとする。
- (2) 学力検査の期日は、全日制課程については令和3(2021)年3月8日(月)、定時制課程については同月18日(木)とする。
- (3) 全日制課程については別に定める学校・学科(系・科)において面接を実施し、定時制課程については原則として面接を実施する。
- (4) 実技検査については、別に定める学校・学科(系・科)において実施する。

##### 6 入学者の選抜

- (1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものと

する。

- (2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、さらに面接実施校及び実技検査実施校ではその結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

#### 7 合格者の発表

合格者の発表は、全日制課程については令和3(2021)年3月12日(金)、定時制課程については同月23日(火)とする。

#### 8 特色選抜

特色選抜については、次に定めるところにより行う。

##### (1) 入学志願資格

特色選抜を志願することのできる者は、前記1に該当し、かつ、志願する高等学校が示す資格要件を満たす者で、合格内定後、入学を確約できる者とする。

##### (2) 募集定員

特色選抜の定員の割合については、別に公示する学校・学科(系・科)の定員の30パーセント程度を上限とし、各学校・学科(系・科)ごとに定めるものとする。ただし、栃木県立小山南高等学校のスポーツ科は50パーセント程度とし、中高一貫教育に係る併設型高等学校については、募集定員から内部進学による入学内定者数を除いた定員の全部とすることができるものとする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とするが、別に定める全国から志願者を募集する学校・学科についてはこの限りではない。

##### (3) 出願

ア 全日制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月1日(月)及び同月2日(火)とする。

##### (4) 面接等

ア 全ての高等学校において、個人面接、集団面接及びこれらを併用するものの中から、各学校・学科(系・科)の特色に応じて選択したものを行う。

イ アに加えて、各高等学校は、高等学校長の判断により、作文、小論文及び学校独自検査(高等学校が独自に設定した学校作成問題、口頭試問、実技等の検査をいう。以下同じ。)のうちから、各学校・学科(系・科)の特色に応じたものを選択して行う。

ウ 面接等の期日は、令和3(2021)年2月8日(月)及び同月9日(火)とする。ただし、面接等を実施する日が一日である高等学校においては、同月8日(月)とする。

##### (5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書等、面接の結果、各高等学校が必要と認めて実施する作文、小論文及び学校独自検査の結果等を資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を判定して行うものとする。

##### (6) 合格内定者の発表

合格内定者の発表は、令和3(2021)年2月15日(月)とする。

#### 9 フレックス特別選抜

フレックス特別選抜については、栃木県立学悠館高等学校において、次に定めるところにより行う。

##### (1) 入学志願資格

前記1に準ずる。

##### (2) 募集定員

フレックス特別選抜の定員の割合は、募集定員の50パーセント程度とする。なお、程度の範囲については、5パーセント以内とする。

##### (3) 出願

ア 定時制課程について出願するものとする。

イ 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月25日(木)及び同月26日(金)とする。

##### (4) 面接等

ア フレックス特別選抜においては、学力検査を行わず、面接及び作文をもってこれに代えるものとする。

イ フレックス特別選抜の期日は、令和3(2021)年3月8日(月)とする。

(5) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書、志願理由書、面接及び作文の結果等を資料として行うものとする。

(6) 合格者の発表

合格者の発表は、令和3(2021)年3月12日(金)とする。

10 中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜

中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者の選抜については、特例を別に定める。

11 海外帰国者・外国人等の入学者の選抜

海外帰国者・外国人等の入学者の選抜については、特別の措置を別に定める。

第2 通信制課程について

1 入学志願資格

入学を志願することのできる者は、栃木県の区域内に住所を有する者(特別の事由のある者については、この限りでない。)のうち、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(2) 令和3(2021)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和3(2021)年3月31日までに該当する見込みの者

2 出願

出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年3月12日(金)、同月15日(月)から同月19日(金)まで、同月22日(月)から同月24日(水)までとする。

3 面接等

(1) 学力検査を行わず、面接等をもってこれに代えるものとする。

(2) 面接等の期日は、令和3(2021)年3月20日(土)又は同月25日(木)のいずれかとする。

4 入学者の選抜

(1) 高等学校教育の普及及びその機会均等の精神にのっとり、志願者のなるべく多数を入学させるものとする。ただし、通信制課程の教育課程を履修できる見込みのない者を除く。

(2) 入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、面接の結果等を資料として行うものとする。

5 合格者の発表

合格者の発表は、令和3(2021)年3月26日(金)とする。

(高校教育課)

栃木県教育委員会告示第6号

県立学校管理規則(昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第16条の規定により令和3(2021)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項を定めたので、次のとおり公示する。

令和2(2020)年4月14日

栃木県教育委員会教育長 荒川 政 利

令和3(2021)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜要項

令和3(2021)年度栃木県立特別支援学校の高等部及び幼稚部の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。ただし、この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関して必要な事項は、別に定める。

第1 高等部の入学者選抜について

1 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園

## (1) 入学志願資格

栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に掲げる障害の程度が軽度の知的障害者のうち、公共交機関等により自力通学が可能な者であり、かつ、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和3(2021)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当し、又は令和3(2021)年3月31日までに該当する見込みの者

## (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## (3) 出願

ア 出願は、県立学校(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園志願理由書

(オ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月1日(月)及び同月2日(火)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(エ)の書類を在学又は出身の中学校、義務教育学校、中等教育学校又はこれらに準ずる学校の校長(以下「中学校等の校長」という。)に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(オ)の書類を添えて、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園の校長に直接提出するものとする。

## (4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語及び数学について行う。

イ 作業能力検査

ウ 面接

## (5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和3(2021)年2月8日(月)とし、会場は、栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園とする。

## (6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績、作業能力検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

## (7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和3(2021)年2月15日(月)とする。

## 2 特別支援学校の高等部(栃木県立特別支援学校宇都宮青葉高等学園及び盲学校の高等部専攻科を除く。)

## (1) 入学志願資格

特別支援学校の高等部に入学を志願することのできる者は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる程度の者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 令和3(2021)年3月31日までに中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当し、又は令和3(2021)年3月31日までに該当する見込みの者

(2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

(3) 出願

ア 出願は、県立学校(特別支援学校及び高等学校)を通じて1校とする。

イ 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

ウ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月19日(金)及び同月22日(月)とする。

(イ) 志願者は、イの(ア)~(ウ)の書類を中学校等の校長に提出し、中学校等の校長は、提出されたものにイの(エ)の書類を添えて、志願先の特別支援学校の校長に提出するものとする。

(ウ) 中学校、義務教育学校若しくはこれらに準ずる学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がイの書類を志願先の特別支援学校の校長に直接提出するものとする。

(4) 学力検査等

ア 学力検査

(ア) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

(イ) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の学力検査は、国語及び数学について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

エ 志願先の特別支援学校の校長は、特別な事情があると認めるときは、学力検査その他必要な検査及び面接の一部を免除することができる。

(5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和3(2021)年3月8日(月)とし、会場は、志願先の特別支援学校とする。

(6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、中学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和3(2021)年3月12日(金)とする。

(8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

3 盲学校の高等部専攻科



## (1) 入学志願資格

盲学校の高等部専攻科に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 令和3(2021)年3月31日までに高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校(以下「高等学校」という。)を卒業し、又は卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、又は令和3(2021)年3月31日までに該当する見込みの者

## (2) 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## (3) 出願

ア 出願に要する書類

(ア) 入学願書

(イ) 受検票

(ウ) 障害があることを証明する書類

(エ) 調査書(高等学校等を卒業した後5年以上を経過した場合にあっては、志願理由書)

イ 出願の手続

(ア) 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月19日(金)及び同月22日(月)とする。

(イ) 志願者は、アの(ア)~(ウ)の書類を在学又は出身の高等学校等の校長に提出し、高等学校等の校長は、提出されたものにアの(エ)の書類を添えて、盲学校の校長に提出するものとする。ただし、高等学校等を卒業した後5年以上を経過した志願者は、志願者本人がアの書類を盲学校の校長に直接提出するものとする。

## (4) 学力検査等

ア 学力検査

学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語(英語)について行う。

イ その他必要な検査

ウ 面接

## (5) 学力検査等の期日及び会場

学力検査等の期日は、令和3(2021)年3月8日(月)とし、会場は、盲学校とする。

## (6) 入学者の選抜

入学者の選抜は、高等学校等の校長から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績その他必要な検査の結果、面接の結果等を資料として行うものとする。

## (7) 合格者の発表

合格者の発表日は、令和3(2021)年3月12日(金)とする。

## (8) 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

## 第2 幼稚部の入学者選抜について

## 1 入学志願資格

盲学校又は聾学校の幼稚部に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行令第22条の3の表に掲げる障害の程度の視覚障害者又は聴覚障害者のうち、原則として保護者とともに県内に居住する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 盲学校においては、平成27(2015)年4月2日から平成29(2017)年4月1日までに生まれた幼児

(2) 聾学校においては、平成27(2015)年4月2日から平成30(2018)年4月1日までに生まれた幼児

## 2 募集定員

募集定員は、別に公示するところによる。

## 3 出願

(1) 出願に要する書類

ア 入学願書

イ 受検票

ウ 障害があることを証明する書類

(2) 出願の手続

ア 出願に要する書類の提出期間は、令和3(2021)年2月19日(金)及び同月22日(月)とする。

イ 保護者は(1)の書類を志願先の盲学校又は聾学校の校長に直接提出するものとする。

4 面接等

(1) 面接

(2) 必要な検査

5 面接等の期日及び会場

面接等の期日は、令和3(2021)年3月8日(月)とし、会場は、志願先の盲学校又は聾学校とする。

6 入学者の選抜

入学者の選抜は、面接及び必要な検査の結果等を資料として行うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表日は、令和3(2021)年3月12日(金)とする。

8 入学者選抜を受検できなかった者に対する特別措置

特別の事情により受検できなかった者の入学者選抜については、別に取り扱うものとする。

(特別支援教育室)